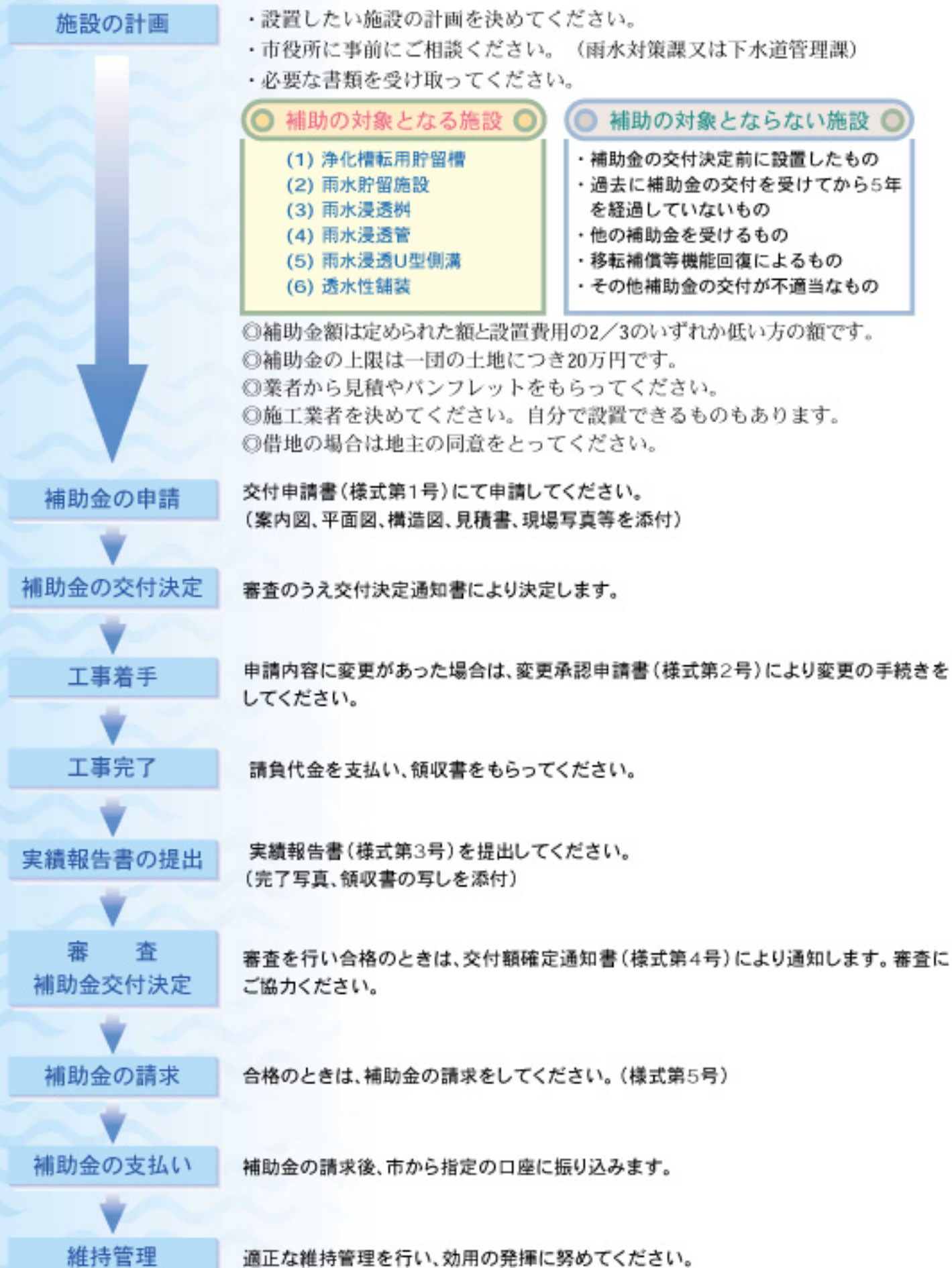


雨水貯留浸透施設設置事業補助金について

～補助手続きの流れ～



補助対象の基準及び補助額

市内の宅地等に設置するもので形式にこだわらず広く取り扱いますが、下記の基準が同等以上の効果のものに補助します。
お気軽にご相談ください。

1 浄化槽転用貯留槽

下水道への接続により不要となる浄化槽等を雨水貯留施設に転用したもの及びその関連設備
改造工事に要する経費の2/3の額を補助、但し、以下の額を限度とする。

1基当たり 貯留量 3,000 /未満	75,000円
3,000 /以上 10,000 /未満	100,000円
10,000 /以上	150,000円



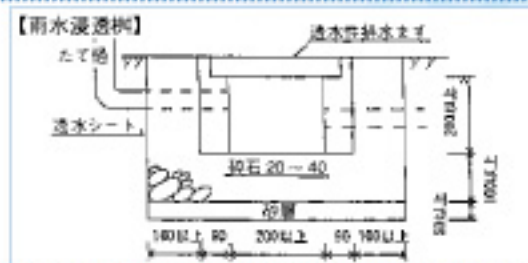
2 雨水貯留施設

敷地内に降った雨水を貯留する雨水貯留槽及びその関連設備
1基当たり 貯留量 100 /以上 200 /未満 15,000円
200 /以上 25,000円
又は、設置費用の2/3のいずれか低い額を補助
但し、一団の土地につき2基を上限とする。



3 雨水浸透枿

口径又は内法200mm以上の透水性の枿材
地中部分は外面から100mm以上を20～40mmの碎石で覆う。
碎石外周面を透水シートで覆う。
底面には砂の層を50mm以上敷設する。
1基当たり5,000円又は設置費用の2/3のいずれか低い額を補助



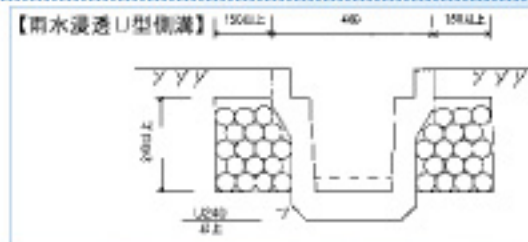
4 雨水浸透管

口径50mm以上の透水性の管材
管の外面から100mm以上を20～40mmの碎石で覆う。
碎石外周面を透水シートで覆う。
管底面には碎石下面全面に砂の層を50mm以上敷設する。
1m当たり3,000円又は設置費用の2/3のいずれか低い額を補助



5 雨水浸透U型側溝

内幅240mm以上の透水性のU型側溝
1m当たり3,500円又は設置費用の2/3のいずれか低い額を補助



6 透水性舗装

駐車場、通路等の地表に10㎡以上施工する。
表層材は透水性材で30mm以上、路盤は100mm以上とする。
路盤下に砂の層を50mm以上敷設する。
1㎡当たり1,000円又は設置費用の2/3のいずれか低い額を補助



問い合わせ先

刈谷市役所
刈谷市東陽町1丁目1番地
☎(0566)23-1111(代表)

● 雨水貯留浸透施設全般については 建設部雨水対策課 ☎(0566)62-1066
● 浄化槽転用貯留槽については 上下水道部下水道管理課 ☎(0566)62-1029